会　議　録

<table>
<tr><td colspan="2">附属機関又は
会議体の名称</td><td>豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会
（令和４年度 第４回）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局(担当課)</td><td>政策経営部　区民相談課</td></tr>
<tr><td colspan="2">開 催 日 時</td><td>令和４年１２月８日（木）　午後２時００分～３時６分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開 催 場 所</td><td>豊島区役所本庁舎８階　議員協議会室</td></tr>
<tr><td colspan="2">議　　題</td><td>諮　問
（１）諮問第１８号
特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合
（２）諮問第１９号
児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集について

報　告
（１）敬老祝い品の封入封緘及び発送業務委託
（２）ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業に係るお知らせ等の作成・印字・発送委託
（３）豊島区立昭和歴史文化記念館運営業務委託
（４）個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の制定等について</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公開の
可　否</td><td>会　議</td><td>■公開　□非公開　□一部非公開　　傍聴人数０人</td></tr>
<tr><td>会議録</td><td>□公開　□非公開　■一部非公開
（理由）豊島区行政情報公開条例第７条（2）に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="4">出席者</td><td>委　員</td><td>草葉 隆義（会長）、村山 健太郎、小林 ひろみ、辻 薫、藤澤 愛子、岡 将太、紙子 陽子、國松 省三、田中 治、苗加 一男
計１０名</td></tr>
<tr><td>説明者</td><td>人事課長、人事担当係長（給与福利）、児童相談所設置準備担当課長、高齢者福祉担当係長（高齢者事業）、文化デザイン課長</td></tr>
<tr><td>関係人</td><td>情報管理課長</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長（行政情報）</td></tr>
</table>

審　議　経　過

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、河原委員、松戸委員、戸内委員、升元委員がご欠席でございます。傍聴の方はいらっしゃいません。

本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきましたが、ご持参いただけましたでしょうか。送付いたしました資料は、諮問資料１から２及び報告資料１から３の資料でございます。報告４の資料は、机上配付させていただいております。

資料をご確認いただき、不足している資料がございましたらお声がけください、お持ちいたします。

それでは、開会につきまして、草薙会長、よろしくお願いいたします。

会　長：それでは、早々審議に入りたいと思います。本日は、諮問事項が２件、報告事項４件を予定しております。

現在、行動制限等は解除されておりますが、感染者数は増加傾向が続いております。本日は、諮問件数も少ないことから速やかなる会議の進行を目指し、会議時間は１時間程度をめどとしたいと考えております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早々審議に入りたいと思います。

それでは、議題に入ります。議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第２条第１項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問第１８号、特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合。

諮問第１９号、児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集について。

以上２件でございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクをご使用くださいますようお願いいたします。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わった際はスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

会　長：それでは、審議に入りたいと思います。事務局からよろしくお願いいたします。

区民相談課長：資料１、諮問第１８号について、人事課長よりご説明申し上げます。

人事課長：皆様、資料１、お取り出しください。

特別区職員……。

会　長：着座でお願いいたします。

人事課長：はい。ありがとうございます。

特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合でございます。

内容でございますが、現状は配送業者を経由してＣＤ－Ｒで行っている「保険事

業」に関する例月の報告データや交換便で行っている「ライフプラン事業」に関する希望調査など、こういったやり取りにつきまして、区の庁内ＬＡＮ端末と特別区職員互助組合の外部ファイル収受システムを結合することで、迅速かつ安全に組合員の組合員情報、給与情報、そのほかの報告を行うものでございます。

対象者は、互助組合の加入職員２，０８３名、１０月１日現在の区の職員の正規の職員と再任用の職員の数でございます。

相手先は特別区職員互助組合でございます。

結合方法は、特別区職員互助組合より送信されるＵＲＬを通して、ＬＧ－ＷＡＮ環境にて総合管理システムへアクセスをします。事前に利用者申請を行っておりまして、豊島区専用のユーザーＩＤとパスワードを用いましてログインをいたします。

この電子計算機の運用による結合の情報のやり取りでございますけれども、工程が減り、作業時間が減るということと、ミスが生じるポイントも減らすことができます。それから、組合から報告内容修正等の指示があった場合にも早急な対応が可能となるということでございます。

現行の方法では、郵送業者を介することになりまして、その間の配送遅延・盗難・紛失等、区では防ぎ切れないリスクが懸念されるということで、こちらを用いることとしたいと考えております。

一括承認基準の該当はございません。

過去の類似案件といたしましては、令和３年度第５回「公立学校共済組合の外部ファイル授受システムとの電子計算機の結合」がございました。

諮問の理由は、一括承認基準に該当がないためということでございます。

取り扱う個人情報は、電子計算機と結合するものとして、資料の１の別表をつけてございます。

それから、電子計算機の結合する時期及び期間でございますが、審議会の終了後、この１２月から操作訓練を始めまして、来年の１月から本格稼働をしたいと考えております。

具体的なシステムの流れでございますけれども、参考資料をご覧ください。こちらのほうが、新しいシステムの事務の流れになっております。

左のピンクのところから始まりまして、ピンク、黄色と青というふうに１か月の例月の流れが記載をしております。

このピンクの箱の中のところをご覧いただければと思うんですけれども、毎月、脱退の届出であったり、変更に関する届出を本人から紙でもらっております。それを人事課がチェックをしまして、紙で互助組合に渡します。ここの部分は、今回も変わらない形になっております。互助組合のほうで内容を入力しまして、諸控除金控除データというか、データでどういったものをどういう人の部分を控除するかというのをデータを作成しております。それが、中ほどの互助組合のところにファイルダウンロードとなっておりますけれども、ここが今まではＣＤ－Ｒで互助組合から区のほうに送ってきておりましたのが、システムにアクセスすればファイルからダウンロー

ドできるというような流れでございます。

その下の黄色のところの組合員の異動登録とかエラー処理のところも同じような形でございまして、今までは組合員の異動データをテキストファイルでＣＤ－Ｒに落として、それを互助組合に送るということでございましたけれども、なんで、なおかつ、その異動のエラーが出た場合には、ファクスで連絡が来て、ファクスで返すというようなことになっておりました。これが、やはりシステム上で処理の結果のメッセージが来たりとかして、今後はオンラインで連絡が来て、修正もできるというようになっております。

それから、右側の４番目の控除結果のデータ提出のところも同様でございまして、今までは給与からこういったものを控除しましたというデータをＣＤ－Ｒで互助組合に送っておりましたけれども、今後はシステムにアクセスしてファイルをアップロードすれば提出するという形になります。

最後の緑のところは、ここは個人情報はあまり関係ないんですけれども、区全体の保険料の、給与から控除した保険料のデータですので、金額のみのやり取りではございますが、ここも今まではファクスで報告をしておりましたけれども、今後はオンラインでの確認という形になってまいります。

本人からの紙の申請ですとか、そういったものは原本として引き続き互助組合のほうに提出をいたしますので、人事課がやる作業として、ＣＤ－Ｒだったのがオンラインでできるというような形になります。

将来的には、本人が直接人事課を通さずに、互助組合に自分の例えば積立年金の脱退ですとか、そういったものも変更したり、そういうことができるようになるというふうに言われていますけれども、今回は、まずはこの部分だけということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会　長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問がおありでしょうか。

Ａ委員、お願いいたします。

Ａ委員：このシステムをやったときに、先ほども説明があった、ある意味、異動届だけは、まだいまだに紙ベースでやらなければいけないと、こういうイメージがあるんですね、届出は。そういうことだと思うんですけど、その理由というか、逆に言えば、今後は場合によっては、今度は区ではなくて本人が申請をして、それがこっちへ来るというふうになるという手続もあるなんていう話があったんですが、今なぜそうなっていないのか、ちょっと逆に言えば、すぐならない理由というのは何かあるんでしょうか。

会　長：人事課長、お願いいたします。

人事課長：今回、このシステムは初めて入りますので、まずは各事業所の担当の事務軽減のところから入っていくのかなと思っております。最終的には、そういうふうに直接できるようにすれば、組合員である職員本人の利便性の向上を目指してはいるんですけれども、まず第一歩という形だと思っております。

審　議　経　過

会　長：Ａ委員、お願いします。

Ａ委員：あとは、特別区職員互助組合の総合管理システムということですから、特別区、いわゆる２３区全体がそうなのかなとは思うんですけど、その辺では統一的にやっているということなのか、あるいは、豊島区は今回やるけど、やらないところがあるのか、その辺はどうですか。

会　長：はい、人事課長。

人事課長：２３区統一で行っております。

会　長：Ａ委員。

Ａ委員：電算関係は、やっぱり一つは合理的な事務作業ということと、それから、聞いていますと、今までＣＤ－Ｒに焼いて、また戻ってくるという、そういう作業があったというところでは、基本的にはそれよりはやりやすい方法というか、データでやれるということであれば、そのほうがいいかなというところはあります。

　ただ、基本的にはあれですよね。ＬＧ－ＷＡＮ回線という関係だということでは、かなり行政の２３区のこのいわゆる共済組合自体も半分、半官半民みたいなところもあるのかなと思うんですが、そういうところでやるということではいいのではないかなと思っています。

　以上です。

会　長：Ｂ委員、お願いいたします。

Ｂ委員：１点だけ。

　一番最初のさっきの搬出ということで、ここだけはいまだペーパーでということなのですけど、これもいっそのことオンラインでというようなちょっと考えもあるんですけど、これができない、まだ紙ベースで保管するなりという、何かそういう規定みたいなのがあるんでしょうか。

会　長：事務局のほう、お願いいたします。

人事担当係長（給与福利）：こちらのほうなんですけれども、今、互助組合のほうでも準備をしておりまして、来年から各種保険のうち、損害保険に関しては個人でインターネットから申し込めるようになるというふうに一応聞いております。また、段階的にグループ保険ですとか、積立年金とか、各種職員がする申請も順次オンライン化をしていって、将来的にはこの紙の部分もなくなるのではないのかなというふうな見込みを立てております。

会　長：Ｂ委員、お願いいたします。

Ｂ委員：分かりました。いろんな個人情報の関係を見ても、ここの部分、そういう方向性であるということを確認させていただきました。ありがとうございました。

会　長：ほかにご意見、ご質問はおありでしょうか。

　Ｄ委員、お願いします。

Ｄ委員：すみません、先ほどおっしゃった、これは全職員の方が組合員でいらっしゃるということなんでしょうか。

会　長：課長からお願いいたします。

審　議　経　過

人事課長：正規の職員と再任用の職員が対象でございます。

Ｄ委員：分かりました。だから、つなぐネットワークの中で互助組合に全く関係しない職員の方というのは、基本的にはないということですよね。分かりました。

会　長：それでは、ただいまの事項につきまして、これを是とするか、否とするか、確認させていただきたいと思います。是とする方は挙手をお願いいたします。

（全　員　挙　手）

会　長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、この諮問は終わらせていただきます。

では、次をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、次の資料２、諮問第１９号について、子ども家庭部児童相談所設置準備担当課長よりご説明申し上げます。

児童相談所設置準備担当課長：よろしいでしょうか。

会　長：お願いいたします。

児童相談所設置準備担当課長：よろしくお願いいたします。

諮問第１９号です。資料２、児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集についてでございます。

こちらのご説明のあたり、資料２をお取り出しいただければと思います。

今回のシステムの結合に至る個人情報の取扱いにつきましては、国のほうの通知の１枚目の中段から書いてございますとおり、共有システムは、児童記録票等の情報を自治体間で共有するもので、この情報共有システムの各機能における個人情報の取扱いは以下のとおりでございます。

まず、ポチの二つ目に、児童相談所と豊島区以外の自治体間との情報共有については、児童虐待の事案について、児童虐待防止法に関する法律により、情報提供が可能となっております。

また、三つ目のポチのところにつきましては、その検索の情報につきましても、同法律に基づいて、資料や情報提供が可能であるとなっております。

こういった根拠の中で、このシステムを運用するということで、まずご理解いただければと思います。

それでは、資料２のほうに戻っていただければと思います。諮問資料のほうになります。

件名につきまして、先ほどのとおりでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございますけども、近年発生した児童虐待の事案で、特に転居の際に自治体間の引継ぎや児童相談所、あるいは市町村との情報共有が不十分であったということで、国のほうから自治体間の共有については、児童相談所、市町村間において、共有を行うための全国統一のオンラインシステムを構築するといったお話がございました。

豊島区につきましては、令和５年２月１日に児童相談所を開設いたします。これに

伴いまして、今回、国が構築してございます、このシステムを運用するために、システム結合のご審議をお諮りするものでございます。

対象者につきましては、相談種別において児童虐待のケースです。虐待の疑いがあるケースについては除くという形になってございます。

理由ですが、この当該システムを結合することで、全国の自治体との明確な情報共有、また児童相談所との迅速な情報共有を行うことによって、児童虐待の予防体制の強化が期待されるといったところでございます。

今回の諮問につきまして、一括承認の基準該当は、類型がなしでございます。また、事例につきましても、業務の該当がございません。過去の事例案件につきましても、該当ございません。

諮問理由につきましては、新たな電子計算機のオンライン結合、この要保護児童等に関する情報共有システムによって、個人情報の提供・収集を行うためでございます。

取り扱う個人情報につきましては、別表の必須項目欄に該当するとおりでございます。理由としましては、ケース支援に必要な情報であるためということでございます。

電算処理する時期及び期間につきましては、この本審議会の承認後とさせていただきたいと考えてございます。

その次のページの資料２の別表につきましては、今回、要保護児童等に関する情報共有システムで取り扱う個人情報を書かせていただきました。こちらにつきましては、必須項目と即時閲覧の可能な項目に分類され、○がついてございます。必須項目につきましては、児童等の氏名、生年月日、性別、住所、保護者の氏名となります。

また、実際に閲覧ができる内容につきましては、その横にある○のとおりです。

こちらの説明につきましては、資料２の別紙１をご覧ください。資料２の別紙１の中には、この情報共有システムの個人情報の提供のイメージを図として示させていただいてございます。

まず、この表の下のところの右手にあります、基幹仮想環境になります。豊島区児童相談所には、児童相談システムが整備されてございます。こちらにある子供の氏名、性別、生年月日、また保護者の氏名につきましては、このシステムの中で管理されておりまして、こちらの情報を国のシステムに移行する作業がこの左手のほうにございます。

基幹仮想環境から、庁内ＬＡＮ環境に移行する際に、ＥＦＥという端末を使いまして、個人情報を仮想環境から庁内ＬＡＮ環境に移動させることになります。

このすぐ横のＣＳＶデータと書いてある白枠のところにつきましては、基幹システムから職員のＸドライブに移行させる専用の端末を使い行っていくもので、この端末を介してＬＧ－ＷＡＮを利用し、国のシステムに結合する流れとなってございます。

今回、このシステムを使うことによりまして、児童相談所の業務を特に円滑に進め

るということになりますけども、虐待対応について、自治体間の情報共有が迅速に進むことによって、これまでの虐待の、言わば死亡事例等の重篤な事案に対して、的確な対応が図られるものと考えております。

　私からの説明は以上となります。

会　長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問がありますでしょうか。

　Ｅ委員、お願いします。

Ｅ委員：対象者の件でちょっとお聞きしたいなと思って、相談種別が児童虐待のケースということで、虐待の疑いは除くというふうになっているんですけど、この疑いというのは、どういう判断基準でされるのかなというのをちょっと教えてもらいたいなと思ったんですけど。

会　長：課長、お願いいたします。

児童相談所設置準備担当課長：まず、虐待と当たるケースにつきましては、それぞれ虐待の４類型というもの、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトがございますが、これらについては、児童相談所で相談受理をした時点で、緊急受理会議を行いまして、虐待ケースであると所として確定したものとなります。場合によっては、養育困難という中で、虐待状況にあると判断できる場合やそうでない場合などもありますため、まず、所として虐待と判断したケースが対象になるとご理解いただければと思います。

会　長：Ｅ委員、お願いします。

Ｅ委員：それであれば大丈夫ではあるんですけど、できる限りこの件に関しては、疑いがあるということであれば、この個人情報の観点というと難しいかもしれないですけど、できれば共有すべきではないかなとちょっと思っていて。そこを伝えなかったことによって亡くなられるということもあったりするのかなと思うので、これはどちらかというと、判断基準は少し緩いというか、それでも共有したほうがいいのではないかなとちょっと思ったりするんですけど。

会　長：課長。

児童相談所設置準備担当課長：今回のシステムが全国共有の仕組みとなることで、統一的な状況把握を行い、該当ケースを確認できるものになると思います。ご指摘いただきました、虐待の疑いに関しましては、児童相談所開設後も、今現在運用しております要保護児童対策地域協議会において、こうしたケースの情報共有を行っておりますので、疑いのあるケースも、区として漏れなく対応することになります。

Ｅ委員：承知しました。理解しました。ありがとうございます。

会　長：よろしいですか。

Ｆ委員：よろしいでしょうか。

　Ｆ委員から、どうぞ。

Ｆ委員：まず、今のこの児童虐待の疑いに関連してご質問しますと、これは基本的にこの一番最後についている厚労省からの技術的な助言の中にあるような、児童虐待防止法１３条の４に言うような、児童虐待に係る児童の情報についての情報を提供すると

いうふうな理解でよろしいですかね。

会　長：課長。

児童相談所設置準備担当課長：はい、おっしゃるとおりです。

会　長：はい、Ｆ委員。

Ｆ委員：分かりました。児童虐待に係る児童の情報の提供をするというふうなことで理解いたしました。

その上で、これが審議会にかかっているのは、つまり１３条の１号の法令等に定めがあるときでなくて、２号の審議会に聞くほうでかかっているのは、この児童虐待防止法の１３条の４がこういう電子計算機の結合についてまでは明示的に定めておらず、また関連する命令等にもなくて、単に技術的な助言のレベルでこういうシステムを用いるというふうな助言が来ているので、その結果として、法令等の定めがないので、この審議会にかかっているという理解でよろしいですかね。

会　長：担当課長、お願いいたします。

児童相談所設置準備担当課長：はい、そのとおりでございます。

会　長：Ｆ委員。

Ｆ委員：分かりました。そうしますと、だから基本的に問題となるのは、要は、これは電子計算機につなごうが、つなぐまいが、この児童虐待防止法１３条の４にいう要件を満たす場合に、情報を提供したり、しなかったりするというふうなことは変わらないというふうなことになると思われ、つまり、事務または業務の遂行に必要な限度で利用し、つまり必要最小限度で利用することに相当な理由があるときで、相当性があり、権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められないというふうな要件が満たされるときに、電子計算機につないでいようがいまいが、情報提供する、あるいは収集するというふうなことになると思われます。

問題になるとすれば、Ｇ委員が類似の案件で数度にわたり指摘されているように、これは電子計算機につなぐことによって、こういう必要最小限度性や相当性や権利侵害の有無というふうなものの判断などがおろそかになってしまうのではないかというふうなところが恐らく唯一問題になるのかなというふうに思われますので、これは電子計算機につないだ後、情報を提供したり、利用するというふうなことに際して、この必要最小限度性や相当性の判断というふうなものを個人ではなく、組織的にミスなく適切に判断できるような体制というふうなものが構築される予定なのかというふうなことを確認も含めてお聞きしたいと思います。

会　長：担当課長、お願いいたします。

児童相談所設置準備担当課長：このたび、個人情報として提供する項目につきましては、まずは、児童票といったものがございまして、そちらに書いてある一時的な基本情報が記載されることになります。

今回、そこの部分につきましては、一部閲覧できる部分ということで、この情報を全国で共有する際には、閲覧項目というものが決まっており、そこまでが閲覧できる範囲とされております。

　対象児童であることがこのシステムで確認された時点で、対応する自治体から情報元の自治体に連絡し、必要に応じて、システムにない情報の共有が行われるといった段階的な情報提供の形になっているものとご理解いただければと思います。

Ｆ委員：分かりました。システム上、この法令の定めている要件が充足されるような形で情報提供というふうなものが行われるというふうに理解いたしました。

会　長：よろしいですか。ほかに。

　Ａ委員、お願いします。

Ａ委員：結論的には、ちょっとやっぱり似たようなところになるかもしれないんですけど、ここで処理業務として、これで全部で２３４項目がシステム上はあって、その中で、必須項目があり、即時閲覧可能項目があるわけなんですね。

　まず、この考え方というか、何でこんなにいっぱい項目があるのか、そして、まず必須項目ということがどういうことなのか。最後の即時閲覧可能項目は、今、多分説明があったように、まず分かるのはこれだけですよと。ほかの人が見られる。ほかの自治体が見られるのは、ここの部分だけですよということかなと思うんですが、この関係をちょっと改めて、あまり詳しく言われても分からないかもしれない。ちょっと教えてもらえたらなと思いました。

会　長：担当課長。

児童相談所設置準備担当課長：この項目については、先ほどの委員のご指摘のように２３０幾つといった項目がございます。この情報につきましては、基本的にその子供の状況とか家庭の状況を把握するに当たって、必要と思われている情報の全てというふうにご理解いただければと思います。

　今回、必須項目として掲げてございますのは、まず、これは自治体のほうでそれぞれ必須項目を指定することが可能になっておりまして、今私たちのほうでは、まず開設当初ということで、最低限、保護者の住所とか氏名とかといったところまでとしております。また、これに関わる子供の、あるいは家庭の状況、サービスについては、載せていない形としています。

　閲覧の項目については、国が示す制限に基づくものとなっておりまして、必須項目については自治体の判断に任されているものです。他自治体への情報提供にあたっては、必須項目の範囲を基準に行うことになります。

会　長：Ａ委員。

Ａ委員：今はシステムとして、そういうふうになっているという話で、これに検索して当たった場合に必要だったら、いわゆるやり取りをして、いろいろもらえる情報が、言ってみれば２３４項目、実態がどうだか分かりませんが、こういう項目だというふうな考え方でよろしいですね。

　それで同時に、今改めてこの必須項目というのが、自治体が考えるというふうなご説明があったんで、これは豊島区として、今これが必須項目として適正だという判断だということでいいですか。これはまた増える可能性もあるのかどうか、ちょっとよろしいですか。

会　長：担当課長からお願いします。

児童相談所設置準備担当課長：すみません。資料で○のついている情報は国が示す必須項目で、当区はこれに従っております。対象項目を増やすことについては、区の判断で可能ですが、必須項目は全国統一項目として活用できるものとご理解いただければと思います。

会　長：Ａ委員、お願いします。

Ａ委員：もう一回戻ります、すみません。必須項目というのは、このシステム自体は国がつくってるんだけど、その中でこれだけはデータとして出しなさいよと。国のほうの、これを見ると、最後のこの国のシステムに提供してくださいよと言っているものであると。それで、次の即時閲覧可能項目については、これは区のほうで決めてやっているということなのかどうかというのをちょっとお願いします。

会　長：担当課長、お願いいたします。

児童相談所設置準備担当課長：すみませんでした。閲覧項目につきましても、国で定めた項目となります。

会　長：Ａ委員。

Ａ委員：はい、分かりました。

では、それで、まずそういうものだということで、あと全体のいろいろな項目というのは、２３４あるけど、システムにはこれだけのことが入りますし、一般的に言えば、自治体によってこういうものが多分この項目が記録として持っているのだろうと思うのですね。言ってみれば、別紙１の基幹仮想環境のところの児童相談システムにはこういうものがほぼ入っていると。こういうふうに見たらいいのかなと思うんです。

それで、ちょっと例えば、考え方として、どういうときにこれを使うかと考えたときに。そうすると、すみません、例えば、豊島区にどこかから引っ越してきた方、変な話、通報等があって、ちょっといろいろと危ないのではないかという通報があって、いろいろと調べたときに、その方が１年ぐらい前に豊島区に引っ越してきたと。そうすると、元いたところで何かあったのではないかと。こういうふうなことが考えられるので、それで、このシステムを使って検索をすると。こういうふうになって、そして、これでこの人だということが分かったときに、どこか何というんですか、ではさっき話したように、そこまでは分かるのだけど、それ以上のことは自治体同士で連絡を取り合わないと分からないというお話だったんですよね。これを見ると、自治体名とかはないではないですか、この一覧に。それで、細かいことで恐縮ですけど、一体どこでそれが分かるようになっているのか、教えていただければと思います。

会　長：担当課長。

児童相談所設置準備担当課長：２枚目に両面ですから、２枚目の番号で言いますと２１９番、所属団体コード、これが市町村コードとして自治体名が分かるといったものになります。

会　長：はい、Ａ委員。

審　議　経　過

Ａ委員：分かりました。そういう意味で言うと、所属組織コードとか、所属班コードというものもあるのに、あと対象者番号は別で。ここが、ここだけ閲覧できるというふうになっているんだけど、市町村名が分かるというのはいいんですけど、例えば、豊島区は、今度児相が豊島区になりますから、児相がこれは全部情報を持っているけど、そうすると、そうではない児相がないところは、児童相談所に行くんだけど、それは結局、自治体に今度は聞くのではなくて、例えば、今児相がない新宿区では分かりにくいな、板橋もこれからできるから、どこがいいですかね。例えば、文京区だったら、文京区に情報があるわけではないですよね、この児相の虐待の関係は。これは担当する児童相談所に問合せをすると、こういうことになるということでよろしいですか。

会　長：担当課長、お願いいたします。

児童相談所設置準備担当課長：はい、おっしゃるとおりです。

会　長：Ａ委員。

Ａ委員：分かりました。それで、先ほどの話があったように、この情報自体を共有するということ自体はもう法律で決まっていてということと、そういう意味では、このオンライン結合でそういうことをして、情報収集するという今回の案件ということですので、これは必要性はあるというふうには考えます。

　ただ、ちょっと心配なのは、今後この必須項目以外も全部入れること自体は国のほうはできるので、そうなってくると、かなりの情報が一元化されるということになりまして、そういうことを本当にやることがいいかどうかというのが心配なのと。あともう一つは、今の話を聞いてる限り、これは確認させていただきますけど、１回記録されたら、それは削除はされない可能性があるなと思っているんですけど、そうすると、本当にずっと残っていくということになって、それもちょっと心配な情報かなと思いまして、すみません、もう一個確認するのを忘れたのですけど、その辺のところはどうなのでしょうか。

会　長：担当課長。

児童相談所設置準備担当課長：記録は削除されません。このシステムを活用する自治体間でケースが移動した際の情報を瞬時に確認できるという点がこのシステムの利点であります。

　こうした中で、ある程度の情報共有が図られるものになると考えますが、全ての情報をここに載せることによって、このシステムを見れば、一目分かるということについては、委員ご指摘のとおり、ある程度ご心配の部分もあるかと思います。この点につきましては、今後国の動向も含め、必須項目の取扱いについて、注意してまいります。

会　長：はい、Ａ委員。

Ａ委員：そういう意味では、ちょっと不安もいっぱいありますけれども、今の虐待の問題での、いわゆる自治体間の情報がうまくいかなかったと。それをまず第一歩、情報共有の第一歩とさせるということでは必要かなと思いますので、反対はしません。

会　長：ほかにご意見、ご質問はおありでしょうか。

審　議　経　過

　　　Ｄ委員からお願いします。

Ｄ委員：結論にあまり関わるところではないかもしれないのですが、保護者１というふうになっているのは、複数、もし保護者がいても、一人登録してあれば足りるというご判断かと思うんですけど、１、２というのは特に属性は何か意味するコード、数字ではないのでしょうか。それによって、例えば児童虐待のパターンによくある事実婚であったり、血縁上のお父さんではないとか、そういうような情報というのは載らないで、親権者であったり、その親ということが主には登録されると。それで、もし二人親のご家庭だとして、片方が載っていれば、行政としては、子の福祉を守る観点では足りているということなのでしょうか。

会　長：担当課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：私たちもそういうふうに理解しております。おそらく、情報の多さから察するに、数字の区分けは、家庭の事情を考慮したものであると理解してございます。

会　長：それでは、ただいまの事項につきまして、これを是とするか、否とするか確認させていただきたいと思います。

　　　是とする方は挙手をお願いいたします。

（全　員　挙　手）

会　長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

　　　以上で、本日の諮問事項に関する審議は終了となりました。

　　　続きまして、報告事項について、事務局よりお願いいたします。

区民相談課長：続きまして、報告に進みます。

　　　お手元の規程集の赤いインデックス「基本的な考え方」の４９ページにございます「業務委託に関する審議会事前一括承認基準」に該当する業務を新規に行った場合は、諮問を省略して委託が可能ですが、後日そのご報告をする必要がございます。

　　　なお、報告１から３については、審議会事前一括承認基準に合致していることは既に確認しております。

　　　それでは、報告１、敬老祝い品の封入封緘及び発送業務委託、及び報告２、ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業に係るお知らせ等の作成・印字・発送委託について、高齢者福祉課長よりご報告させていただきます。

高齢者福祉担当係長（高齢者事業）：私、高齢者福祉課高齢者事業グループ係長をしております大曾根と申します。本日、高齢者福祉課長が別の公務で欠席のため、私が代わりにご報告させていただきます。すみません、着座にてご説明いたします。

　　　今回、報告事項が２件ありますので、併せてご報告させていただきます。

　　　まず、報告の１点目です。件名については、敬老祝い品の封入封緘及び発送業務委託になります。

　　　２番目、業務内容になります。内容については、対象者に敬老祝い品を届けるために必要な祝い品等封入封緘と宛名シールの作成及び貼付するといった委託内容となっております。

続いて、２番目の対象者と取扱件数になります。記載のとおり、１０１歳以上１４０名、喜寿、米寿の方２，８６０名で、併せて３，０００名になります。

理由になります。今回、大量の印刷・封入封緘作業で作業時間も限られている中、課内の人員で対応することが難しいということと、あとは、今後対象者の増加が見込まれるため委託としております。

続いて、３番の取り扱う個人情報になります。１番の区が収集する事業者に提供するものです。４点ございます。１点目が氏名、２点目が住所、３点目年齢、４点目が交付番号になります。事業者が収集するものについてはございません。

取り扱う理由については、１番、２番、氏名・住所については、宛名シール作成のためで、３番の年齢については、お祝い品の種類ごとに封入するものが違うためとなります。４番の交付番号については、簡易書留の追跡調査に使用するためとなっております。

続いて、４番の収集禁止事項の有無については、取扱いはございません。

５番の守るべき事項の該当性になります。１番の個人情報保護の管理責任体制については、こちら、プライバシーマーク使用許諾事業者になっております。続いて、２番の取り扱う個人情報のセキュリティ対策については、真ん中にチェックが入っております、区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送をしております。受託者が守るべき事項については、記載のとおりのチェックの項目を徹底させております。３番の業務の再委託については行っておりません。

続いて、６番の審議会事前一括承認基準の該当性になります。類型については、４と５が該当しております。４番が宛名シールの作成・貼付の部分、５についてが封入封緘の部分になります。

７番、委託先については、記載のとおり、ＪＰビズメール株式会社。

８番の委託時期については、８月１日から９月１２日になっております。

報告の１件目については以上になります。

続いて、報告の２件目になります。報告の２件目については、件名について、ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業に係るお知らせ等の作成・印字・発送委託になります。

業務内容については、作成したお知らせに発送対象者の氏名・住所を印字し、メッセージカードなどと併せて封書に封入・封緘するといった業務になっております。

２番目の対象者については、記載のとおり、令和４年度に７５歳以上となる区民、件数については３万２，３４１件になっております。

３番の理由・効果については、こちらも同様に、大量の印刷、封入・封緘作業となり、職員のみでの対応が困難なため委託するといった運びになっております。

続いて、３番の取り扱う個人情報になります。こちらも区が収集して事業者に提供するものについては、氏名と住所になっております。事業者が収集するものについては特にございません。取り扱う理由については、郵便物の宛名印字に対して使用するためになっております。

４番の収集禁止事項の有無についてはございません。

５番の守るべき事項の該当性については、こちらも個人情報保護の管理責任体制については、プライバシーマーク使用許諾事業者になっております。続いて、取り扱う個人情報のセキュリティ対策については、区の施設外へ電磁的記録により個人情報を外部記録媒体の移送としております。受託者が守るべき事項については、記載のチェックが入っている項目を徹底させております。業務の再委託については、特にしておりません。

６番の審議会事前一括承認基準の該当性、こちらも類型４と５が該当しております。

７の委託先については、中央ビジネスフォーム株式会社になっております。

８番の委託の時期については、８月１９日から９月１３日となっております。

説明は以上になります。

会　長：報告事項ではありますけれども、何かご質問がありますでしょうか。

特にございませんようでしたら、次の報告に移らせていただきます。

事務局のほう、よろしくお願いいたします。

区民相談課長：次に、報告３、豊島区立昭和歴史文化記念館運営業務委託について、文化デザイン課長よりご報告させていただきます。

文化デザイン課長：よろしくお願いいたします。文化デザイン課長の小倉でございます。

豊島区立昭和歴史文化記念館の運営業務委託でございます。

会　長：着座で結構ですので。

文化デザイン課長：ありがとうございます。着座にて失礼いたします。

内容につきましては、昭和歴史文化記念館においての業務でございまして、まず１としまして、貸室ですね、施設、こちらは貸室がございますので、施設の貸室業務、それから、企画展・ワークショップ等の開催、それから、事業周知のための広報活動、この三つの業務でございます。

対象者・取扱件数につきましては、来館者、ジオラマ作家、郷土史家、企画展・ワークショップの主催者等でございます。

理由・効果でございます。これは業務委託を行うことによりまして、業務の効率化、来館者サービスの品質の向上を見込むことができるためにこのような形にさせていただきたいと思います。

３、取り扱う個人情報でございますが、まず区が収集して事業者に提供するものとしましては、先ほどの内容業務の２番、企画展・ワークショップの主催者、招待者の氏名、住所、電話番号、文書記載内容、肖像、電子メールアドレス等でございます。

それから、業務３番、事業周知のための広報活動、こちらはジオラマ作家や郷土史家、企画展・ワークショップの主催者、招待者等の氏名、住所、電話番号等を収集する予定でございます。

また、２番の事業者が収集するものにつきましては、事業の１番、貸室ですね。貸室の利用者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等でございまして、それか

ら、業務２、企画展・ワークショップの主催者・招待者の住所、氏名等でございます。また、業務３につきましても、先ほどの１番と同様、１、区が収集して事業者に提供するものと同様の収集をさせていただきます。

収集禁止事項につきましては、なしでございます。

守るべき事項の該当性につきましては、こちらは記載のレ点のところに記載をさせていただいてございます。

審議会事前一括承認基準の該当性につきまして、類型２、４、６、１３、１６に該当してございます。

委託先につきましては、公益財団法人としま未来文化財団で、令和４年９月１日からの委託を行ってございます。

以上でございます。

会　長：報告事項ではありますけれども、何かご質問がおありでしょうか。

特にございませんようでしたら、次の報告に移らせていただきます。

区民相談課長：次に、報告４、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の制定等について、私よりご報告をさせていただきます。

まず、報告資料４－１、豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例についてをお取り上げ願います。

この条例につきましては、豊島区議会第４回定例会に上程し可決されました。上程の際に提出いたしました資料によりご説明させていただきます。資料の下部中央に記載しております通し番号の１ページをお開き願います。

まず、項番１、制定理由でございます。個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という）の一部改正に伴い、同法の規定が区の機関に適用されることを受け、豊島区個人情報等の保護に関する条例を廃止し、同法の施行に必要な規定を整備するというものでございます。

次に、通し番号の５ページをお開き願います。

資料１、法体系・条例の位置づけでございます。５ページでございます。図の左に改正前、その右隣りに改正後をお示ししております。今回の改正により３本あった個人情報保護法が一本化され、所管も個人情報保護委員会に一元化されました。これに伴い、地方公共団体についても新個人情報保護法の規定が適用されることになりました。

改正の理由といたしましては、団体ごとの規定・運用の相違がデータ流通の支障となり、大規模災害時等の対応の遅れにつながることから、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定したというものでございます。

改正後の法律については右側にお示ししております。この中で、第５章が行政機関等に適用される章でございまして、地方公共団体についても、この章が適用されます。

なお、今回の改正での個人情報の取扱いについては、保有の制限、安全確保措置、

利用及び提供の制限等が規定され、現行条例と同水準の個人情報に対する保護措置が担保されております。

次に、通し番号の７ページをお開き願います。７ページでございます。

資料２、個人情報保護制度の主な変更点でございます。

この中でも大きな変更点は、一番上の個人情報の取扱いでございます。現行条例では、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等については、審議会に個別諮問していましたが、改正法では廃止となります。そのため、法律施行条例の施行後は、所管の課長が法律に照らして判断していくことになります。

次に、通し番号の９ページをお開き願います。９ページでございます。

資料３、豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等の検討経過等についてでございます。

まず、項番１、検討経過等ですが、個人情報保護審議会の学識経験者等による検討会を設置し、法律施行条例等の案を作成しました。１０月にはパブリックコメントを実施し、１１月には第４回定例会に議案を上程いたしました。

次に、項番２の法律施行条例の規定事項についてでございます。国のガイドラインにより、条例に規定されることが想定される事項、条例に規定が置かれることが許容される事項及び許容されない事項について確認し、条例案を作成いたしました。

ここで恐れ入りますが、通し番号の１ページにお戻りいただきます。お願いいたします。項番２、制定内容の（１）条例の概要についてご説明いたします。

条例は、全１５か条でございます。法律が適用されますので独自の規定は限られております。主なものについてご説明いたします。

第３条の個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の安全及び正確性の確保を図るため、各所管に置くものでございます。第４条の開示請求に係る手数料は無料とし、実費の範囲での負担となります。第６条、第１０条、第１１条の各決定等期限については、請求の日から１４日以内、３０日に限り延長可能といたしました。第８条、第１２条の代理人による開示請求による本人の意思確認については、本人に対して意思を確認する書類を送付し、その提出を求めることができるとしました。第１３条の審議会への諮問については、安全管理措置、運用上の細則、独自の施策、条例の改廃について諮問できるとしました。

次に、通し番号の２ページをお開き願います。

（２）附則における関係条例の改正・廃止についてでございます。

①豊島区行政情報公開条例についてですが、改正法第７８条第１項各号に定める保有個人情報の開示請求に係る「不開示情報」の規定との整合を図るため、条例第７条各号に定める行政情報の公開請求に係る「非公開情報」の規定の文言整理及び項目の組み換え等を行うというものでございます。

なお、新旧対照表を１１ページから資料として添付させていただきました。

ほかの関係条例の改正・廃止については記載のとおりでございます。

次に、通し番号の３ページをお開き願います。

審　議　経　過

項番３、施行期日は令和５年４月１日でございます。

なお、法律施行条例の全文を２１ページから添付させていただきました。後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、通し番号の１９ページをお開き願います。１９ページでございます。

資料５、「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例等（案）」に関するパブリックコメントの実施結果並びに修正点についてでございます。

意見の提出件数は１件でした。ご意見の概要は、豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例とともに、豊島区個人情報保護審議会条例を作成し、豊島区として独自に個人情報保護の立場を明確にされたことを高く評価する。今後、区の個人情報保護審議会において、国がどのような目的で個人情報を使用するのかの報告事項を含めてほしいというものでございます。

これに対する区の考え方は、審議会が区の諮問に対し答申を行うためには、個人情報保護に関わる様々な情報を必要とすると理解していることから、国の情報に限定せず、個人情報の保護に関わる情報を審議会に対し情報提供していきたいと考えているというものでございます。

報告資料４－１のご報告は以上でございます。

次に、報告資料４－２をお取り出し願いたいと思います。

豊島区個人情報保護審議会条例についてでございます。この条例につきましても、豊島区議会第４回定例会に上程し可決されました。上程の際に提出しました資料によりご説明させていただきます。

資料の下部中央に記載しております通し番号の１ページをお開き願います。

まず、項番１、制定理由でございます。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定が区の機関に適用されることを受け、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を廃止し、同法第１２９条に規定する審議会を新たに設置するというものでございます。

次に、項番２、制定内容ですが、この条例は全９か条でございます。（１）審議会の所掌事務等で主な事務等をご説明いたします。

まず、①審議会の設置は区長の附属機関として、「豊島区個人情報保護審議会」を置くというものでございます。

次に②、審議会の所掌事務は、「豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例」に規定する区長が諮問することができる事項となります。これは、安全管理措置、運用上の細則、独自の施策、条例の改廃のことでございます。これに加えて、審議会条例では、特定個人情報保護評価に関する規則により、意見を聞くとされた事項を所掌事務と規定します。これまで個人情報保護審議会で第三者点検として行っていただいたものでございます。

次に③、組織、委員ですが、審議会は６人以内で組織する。すぐれた識見を有する者のうちから区長が委嘱する。委員の任期は２年とするというものでございます。

次に、（２）附則における関係条例の改正・廃止は記載のとおりでございます。

審　議　経　過

次に、通し番号の２ページをお開き願います。

項番３、施行期日は、令和５年４月１日でございます。

なお、「豊島区個人情報保護審議会条例」の全文を５ページから添付させていただきましたので、後ほどご確認いただきたく思います。

次に、通し番号の３ページをお開き願います。

資料１、「豊島区個人情報保護審議会条例（案）」に関するパブリックコメントの実施結果についてでございます。

これにつきましては、豊島区個人情報の保護に関する法律施行条例についてでご説明したものと同じものでございます。ご意見が個人情報保護審議会についても触れられているため資料といたしましたので、説明は省略させていただきます。

報告４、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の制定等についてのご報告は以上でございます。

最後になりますが、今回の条例の制定に際し、ご尽力いただきました検討会委員の皆様に対しまして、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。

会　長：報告事項ではありますけれども、何かご質問がおありでしょうか。

ご質問がないようでしたら、これで報告を終わらせていただきます。

本日の議題は以上となります。

最後に、事務局より連絡事項等がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日は、お忙しい中、会議にご参加いただき、誠にありがとうございました。現在、区では検討会のご意見をいただきながら、個人情報保護法の改正に関わる職員向け手引き等を作成しております。今後も運用等について検討を重ね、審議会において随時ご報告させていただくとともに、職員への周知も行う予定でございます。

なお、今後とも当審議会へのご理解及び円滑な運営へのご協力を賜りますよう、改めてお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会　長：それでは、本日は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

審　議　経　過

合議結果	議　事 次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。 諮問第１８号 特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合 諮問第１９号 児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集について 次の事項について報告された。 （１）敬老祝い品の封入封緘及び発送業務委託 （２）ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業に係るお知らせ等の作成・印字・発送委託 （１）豊島区立昭和歴史文化記念館運営業務委託 （２）個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の制定等について
提出された資料等	資料１　特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合 資料２　児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集について 報告１　敬老祝い品の封入封緘及び発送業務委託 報告２　ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業に係るお知らせ等の作成・印字・発送委託 報告３　豊島区立昭和歴史文化記念館運営業務委託 報告４　個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の制定等について